

# 見える化改革報告書 「子供・家庭施策」

抜粋版

平成30年10月17日  
福祉保健局

# 「子供・家庭施策」報告書要旨

---

## 1 「見える化」分析の要旨

- ◆ 子供を安心して産み育てられ、次代を担う子供たちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる社会の形成を目指し、子供・子育て支援総合計画において、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みづくりや乳幼児期における保育の充実、特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実など、計画の実施状況を、毎年度、点検・評価。
- ◆ 児童人口が、2018年と1988年との比較で、約247万人から約186万人へと約60万人減少する一方で、社会的養護の下で育つ児童は、同水準の約4千人と高止まり。
- ◆ 社会的養護が必要となる背景は、虐待発生の要因となりうる核家族化や地域のつながりの希薄化などによる育児不安のほか、産後うつ、貧困、保護者の被虐待経験、家族構成の変化等様々。
- ◆ これまで、妊娠期からの切れ目のない支援、貧困対策、児童相談所の体制強化など、社会的養護を必要とする子供を増やさないよう、未然防止、早期発見・対応、保護者への支援等の取組を進めているが、社会的養護の下で育つ児童は、上記のとおり高止まり。
- ◆ 社会的養護は、「子供・家庭施策」の取組を強力に推進しても、様々な課題が集約され需要が中々減ることのない分野であり、こうした社会的養護の下で育つ児童が健やかに成長するための取組は、まさに行政の果たすべき役割。

## 2 取組の評価

◆ 社会的養護について、①家庭的養護の推進、②施設における専門的ケアの充実、③自立支援の充実の三分野に大別して、現状と課題について、分析評価。

### ① 家庭的養護の推進

- ・ 里親制度についての社会の認知度はまだ低い。
- ・ 登録家庭数は増加傾向にあるが、伸びは緩やか。
- ・ 里親の悩みに対応できる相談体制の更なる強化が必要。

### ② 施設における専門的ケアの充実

- ・ 乳児院では、虐待等に起因するものも含め、障害や疾患等がある乳幼児の入所があり、こうした児童の受け入れ体制の充実が必要。
- ・ 児童養護施設では、個別的ケアが必要な児童の割合は2008年度の約62%から2017年度は約74%に。

### ③ 自立支援の充実

- ・ 退所者の大学等への進学状況は、この10年間で大幅に伸びており、全国と比べても高水準だが、全国の全高校生の進学率と比較すると低水準。
- ・ 自立援助ホームでは、被虐待経験を持つ児童、家庭から入居する児童等、処遇困難児が増加。

### 3 取組の方向性

- ◆ ①家庭的養護の推進、②施設における専門的ケアの充実、③自立支援の充実の三分野について、分析・評価を踏まえ、取組を進めていく。

#### ① 家庭的養護の推進

- ・ ターゲットを絞った普及啓発等による新たな里親の獲得
- ・ 短期・一時保護等での委託による未委託家庭への委託促進
- ・ 里親子への支援(チーム養育体制)による里親子を支える体制の強化

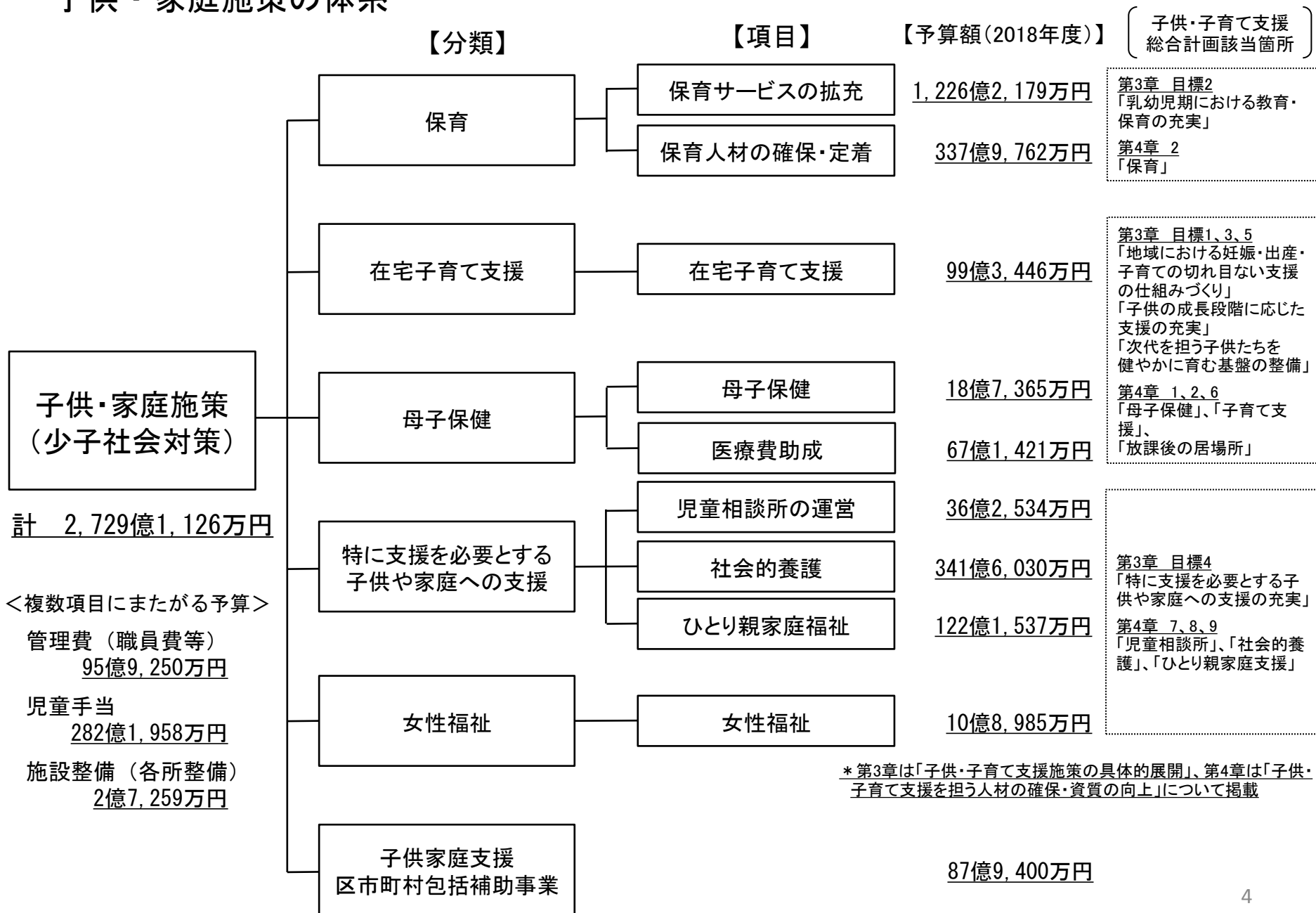
#### ② 施設における専門的ケアの充実

- ・ 治療的・専門的ケアを行うための専門職員の充実(乳児院)
- ・ 中高生年齢において課題を抱える児童の受入れに対する支援(児童養護施設)

#### ③ 自立支援の充実

- ・ 自立支援コーディネーターを中心とした自立支援の一層の推進。
- ・ 就労定着支援等を行うジョブ・トレーナーの全ホーム配置及び取組強化。

# 子供・家庭施策の体系



\* 第3章は「子供・子育て支援施策の具体的展開」、第4章は「子供・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上」について掲載

## 本ユニットの分析の方向性

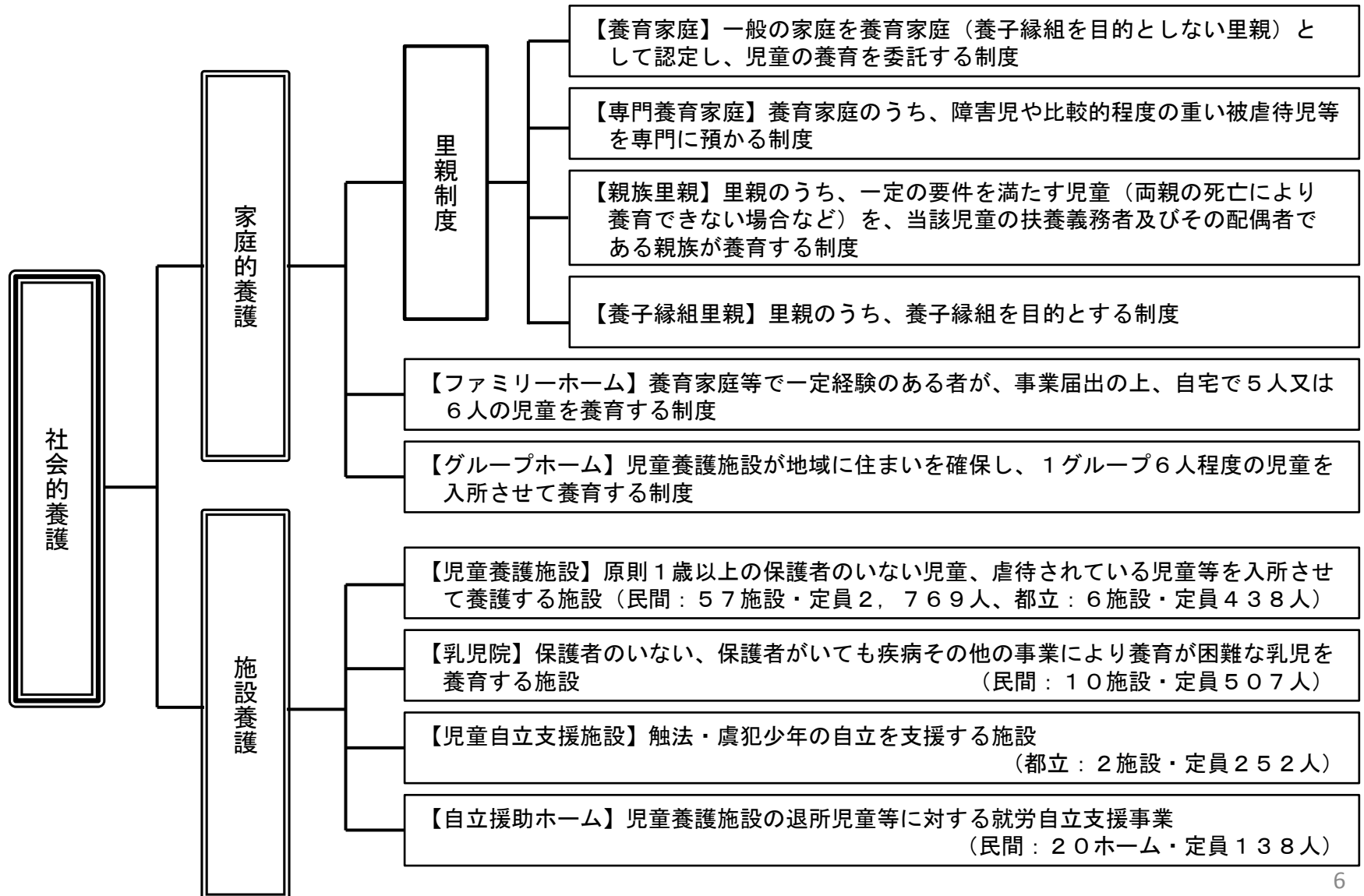
- 児童人口が、2018年と1988年との比較で、約247万人から約186万人へと約60万人減少する一方で、社会的養護の下で育つ児童は、同水準の約4千人と高止まり
  - 社会的養護の施設である児童養護施設では、入所理由が、戦前の「孤児院」だった頃から、40年前頃に多かった父母の離婚や行方不明等、現在約6割を占める父母等からの虐待へと大きく変化
  - 2017年度に児童相談所が対応した虐待相談件数が、2007年の3,307件から、10年間で4.1倍の13,707件になるなど増加していることも影響（3年前との比較では1.8倍と急増）
  - 社会的養護が必要となる背景は、虐待発生の要因となりうる核家族化や地域のつながりの希薄化などによる育児不安のほか、産後うつ、貧困、保護者の被虐待経験、家族構成の変化等様々
  - これまで、妊娠期からの切れ目ない支援、貧困対策、児童相談所の体制強化など、社会的養護を必要とする子供を増やさないよう、未然防止、早期発見・対応、保護者への支援等の取組を進めているが、上記のとおり、社会的養護の下で育つ児童は、高止まり
  - 社会的養護は、「子供・家庭施策」の取組を強力に推進しても、様々な課題が集約され需要が中々減ることのない分野であり、こうした社会的養護の下で育つ児童が健やかに成長するための取組は、まさに行政の果たすべき役割
- ⇒ このユニットの分析対象は、「社会的養護」とする。

\* 社会的養護とは、虐待等の様々な理由により、家庭で適切な養育を受けられない子供を公的責任において社会的に養育すること

\* 虐待の未然防止や早期発見・早期対応など、虐待に関する取組については、「子供・子育て施策推進本部児童虐待防止対策部会」及び「児童福祉審議会専門部会」でも、検討している。

# 社会的養護の体系図

社会的養護は、養育家庭等の家庭的養護と児童養護施設等の施設養護に大別され、そのうち、家庭的養護とは養育家庭等の家庭的な環境で児童を養育するものをいう。



# 養育家庭(里親)と特別養子縁組について

## ○養育家庭(里親)

保護者のいない又は保護者に監護させることが不適當な児童の養育を、児童福祉法に基づき、一定期間委託する制度

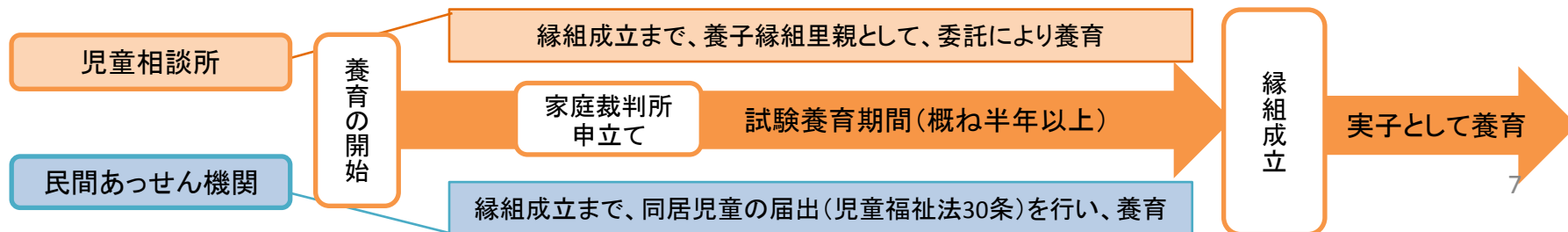
## ○特別養子縁組

養子となる児童の実親(生みの親)との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ、永続的解決(パーマネンシー保障)としての制度で、家庭裁判所の決定により成立

養育家庭(里親)		特別養子縁組
実の親子関係にはならない(児童福祉法による委託)	親子関係	実の親子関係になる(民法による縁組) (実父母との親族関係は終了し、扶養・相続関係はなくなる。)
<行政>児童相談所	実施機関	<行政>児童相談所 <民間>民間養子縁組あっせん機関
0歳~18歳未満(延長の場合、20歳未満)	児童の年齢	6歳未満 (特例:6歳以前から養育している場合、児童が8歳に達するまでは申立て可)
委託期間は児童の状況等により設定(短期~長期) 委託解除により養育期間は終了する	養育の期限	実の親子関係となるため、養育の期限は無い 離縁は養子の利益のため特に必要があるときのみ。(養親からの請求不可)
里親委託による戸籍上の変更はなし (児童によっては、委託期間中の通称として 里親の氏を使用する場合がある)	児童の戸籍	縁組成立後は、父母の氏名として養親の名前が記載され、実親の名前は記載 されない。続柄は「長男(長女)」と記載 ただし書に「民法817条の2による裁判確定」と記載

※普通養子縁組は、戸籍上において養親と共に実親が併記され、実親と法律上の関係が残る縁組形式

## ■ 参考 特別養子縁組成立までの流れ





# 東京都社会的養護施策推進計画について

社会的養護を必要とする子供を適切に養護しつつ、家庭的養護の推進や職員(養護)の質の向上を図ることによる社会的養護体制の充実を図ることを目的として、2015年4月に策定した。

## 1 計画期間

2015年度～2029年度の15年間(5年ごとの期末に見直し)

## 2 基本的な理念

社会的養護が必要な子供たちが、生まれ育った環境によらず、健やかに育ち自立できるよう、それぞれの状況や課題に応じた養育・ケアを行う。

## 3 施策の方向性に掲げた項目

家庭的養護の推進、専門的ケアの充実、自立支援の充実、家族再統合、人材の確保・育成

## 4 目指すべき水準

必要な供給量を確保するとともに、平成41年度において、社会的養護に占める家庭的養護の割合をおおむね6割とすることを目指す。

〈国が掲げた目標:社会的養護の課題と将来像(平成23年7月)〉

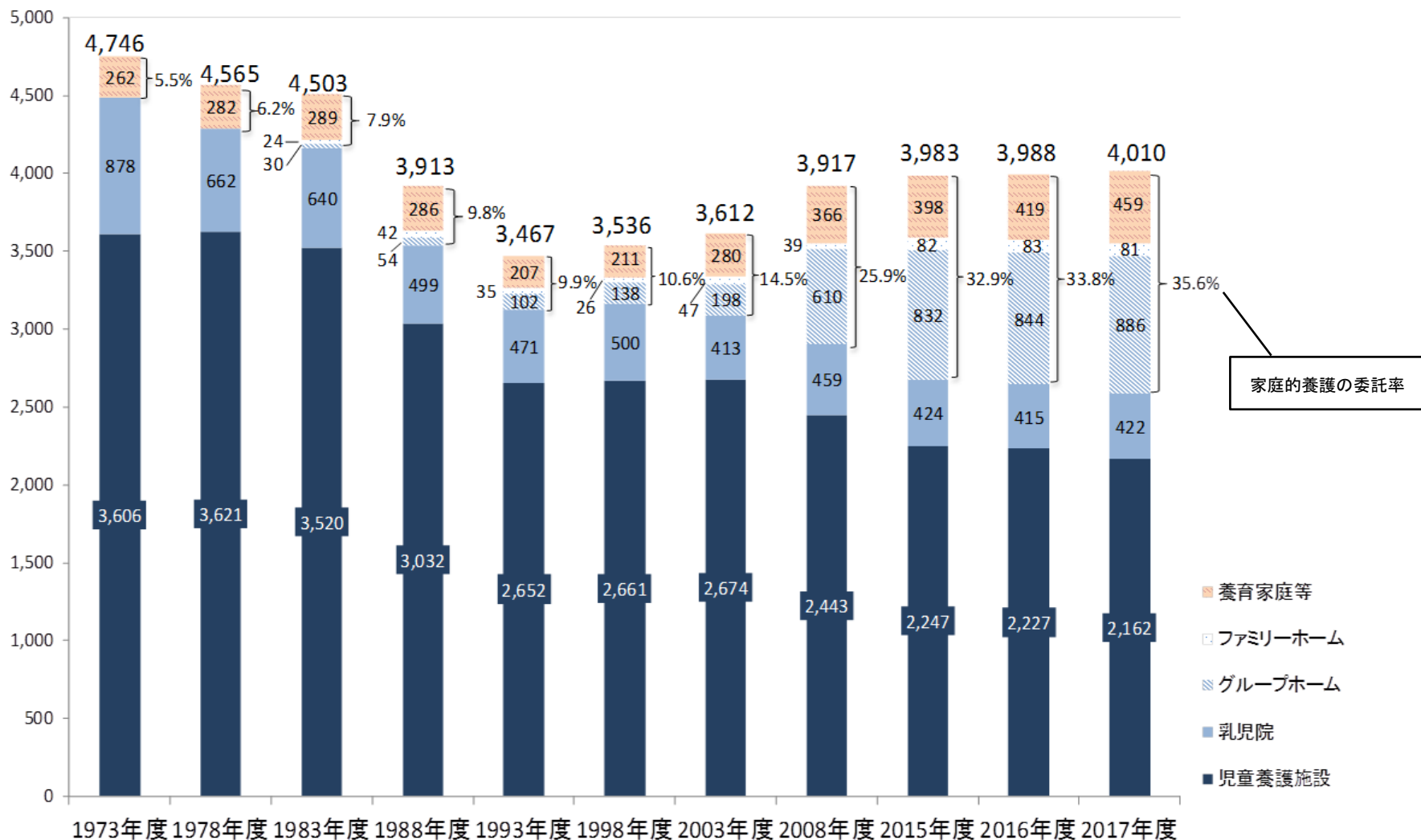
平成41年度までに、「家庭養護」、「家庭的養護」、「施設養護」を1／3ずつ

\* 社会的養護における家庭的養護委託率(養育家庭等委託率) = (養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数 + グループホーム入所児童数) / (乳児院・児童養護施設入所児童数 + 養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数 + グループホーム入所児童数)

\* 社会的養護における家庭養護委託率 = (養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数) / (乳児院・児童養護施設入所児童数 + 養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数 + グループホーム入所児童数)

# 社会的養護のもとで育つ児童の措置状況

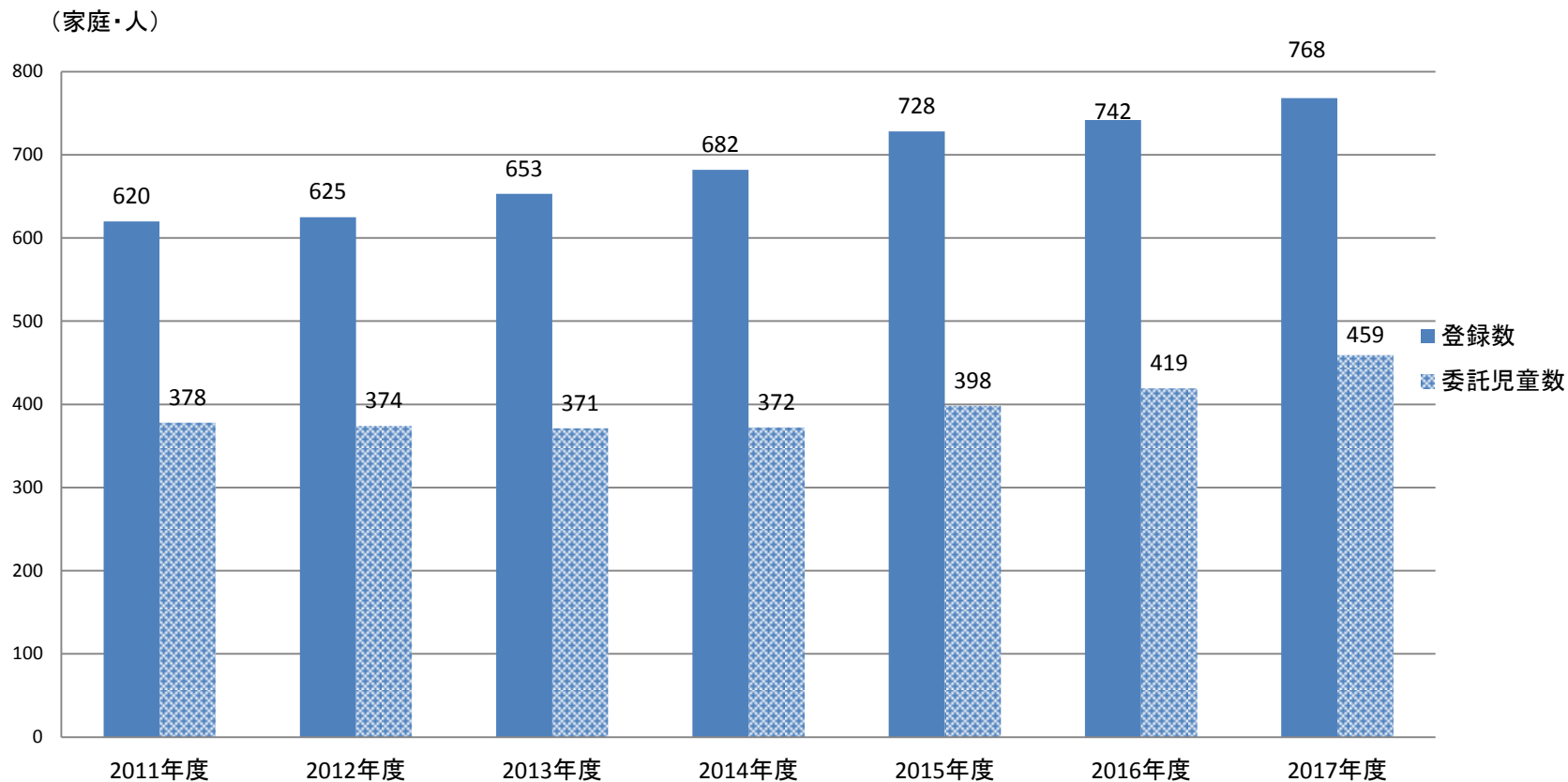
都における社会的養護のもとで育つ児童の措置状況の推移は、下図のとおりである。



\*児童養護施設、乳児院は各年度3月1日現在、養育家庭等、ファミリーホームは各年度末現在  
 \*養育家庭等は養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親への委託児童数の合計

# 東京都の養育家庭等の登録数及び委託児童数の推移

いずれも、近年増加傾向にあるが、伸びが緩やか。



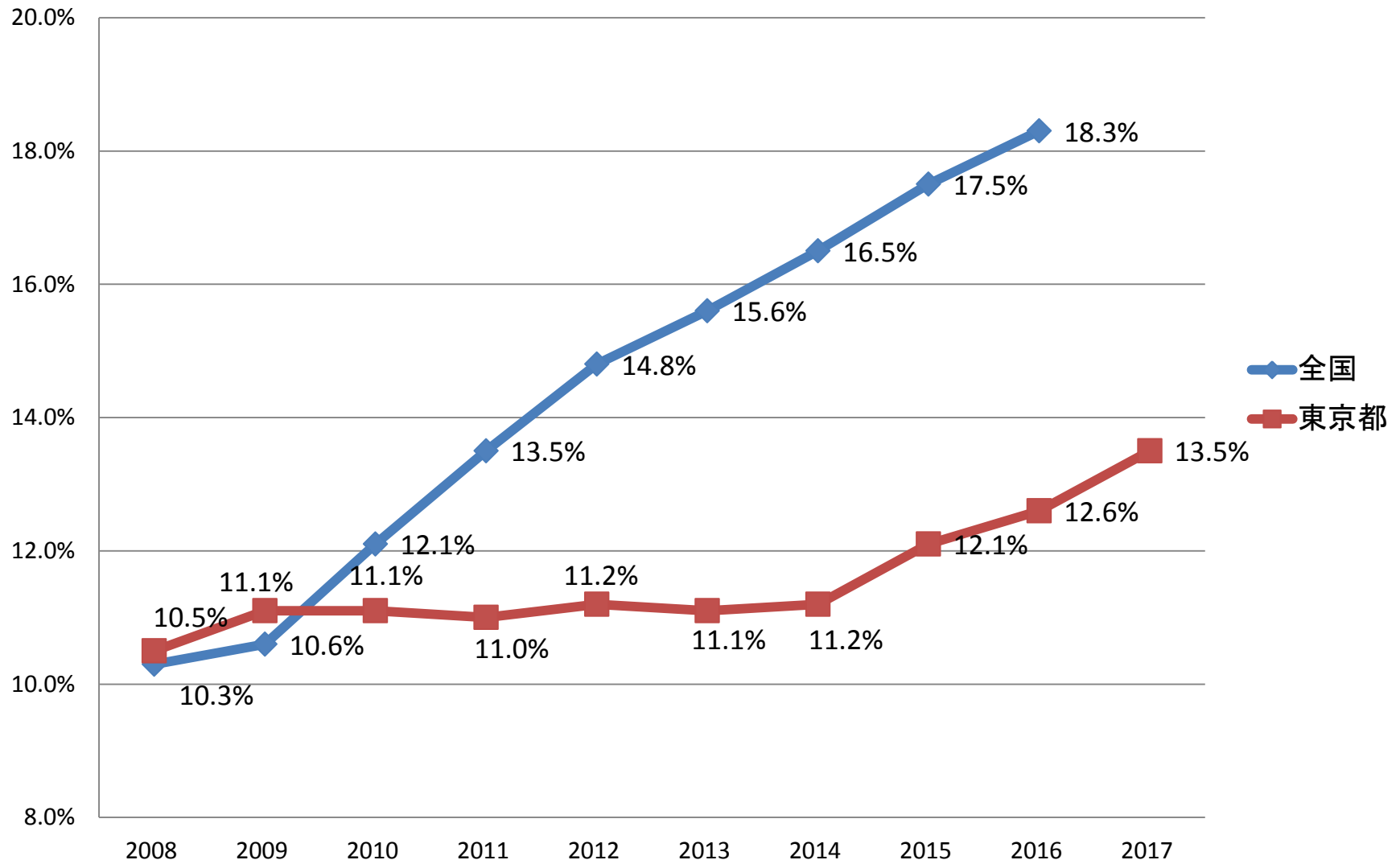
資料：東京都福祉保健局調べ

\* 養育家庭(ファミリーホームは除く)、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親の登録数および委託児童数

\* 登録数、委託児童数ともに各年度末現在

# 里親等委託率の推移

里親等の委託率は、全国と比べ伸びが緩やかだが、近年は上昇傾向にある。



資料：＜全国＞厚生労働省調査「平成28年度福祉行政報告例」

＜東京都＞福祉保健局調べ（児童養護施設、乳児院は各年度3月1日現在、養育家庭等、ファミリーホームは各年度末現在）

## 「『里親』意向に関する意識・実態調査」＜2018年 日本財団調査＞

### 【調査結果の概要】

- 全国20代～60代の男女の6.3%が、「里親になってみたい」、「どちらかというとき里親になってみたい」と回答
- 里親の認知度については、大半が「名前を聞いたことがある程度」であり、『里親への経済的なサポートの存在』、『子供の預かる期間は様々である』などは、ほとんど知られていない。
- 里親になる意向はあっても、経済面の心配や、子供が大きくなるまで健康でいられるか分からないと不安がハードルになっている。
- 里親の認知や里親になる意向を高める情報源として、テレビが大きな役割を果たしている。
- 里親が不足していることなど、子供や里親に関する情報を提供することで潜在的な里親候補家庭は、推計で12.1%に倍増する可能性あり

資料：日本財団調査(2018年1月30日)インターネットによるスクリーニング調査後、1500サンプルに本調査（養子縁組を前提とした里親は除外）

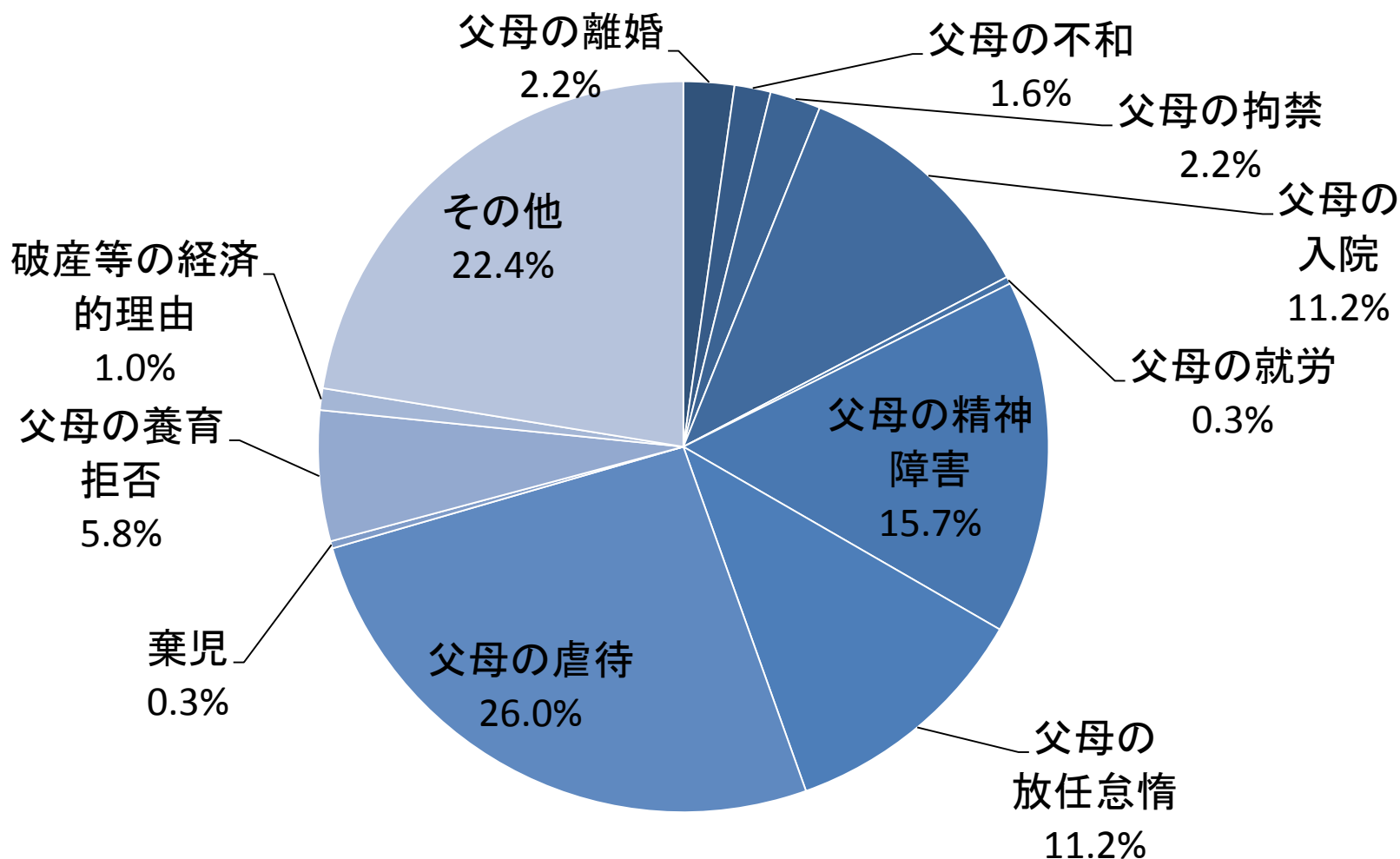
### 「特別養子縁組に関する調査」＜2016年 日本財団調査＞（このうち、里親制度の認知に関する調査）

- 「里親」制度を知っているのは58.0%（男性48.7%、女性67.7%）
- 認知経路は「TV番組」70.4%（「新聞・雑誌・本」33.5%、「インターネット」12.8%）
- 「里親」と「特別養子縁組」の違い 認知率19.7%
- 「里親」になってみたいと思うか？ 「いいえ」91.4%
- 「里親」になりたくない理由 「自信がない、責任が重すぎるから」44.7%

資料：日本財団調査(2016年)「特別養子縁組に関する調査サマリー」 2016年3月にWEB調査（全国18～69歳の男女 本調査回収サンプル数 3000）

## 乳児院の入所理由

入所理由のうち、最も多い理由は父母の虐待となっており、父母の放任怠惰、養育拒否、棄児を含めると全体の4割以上となっている。



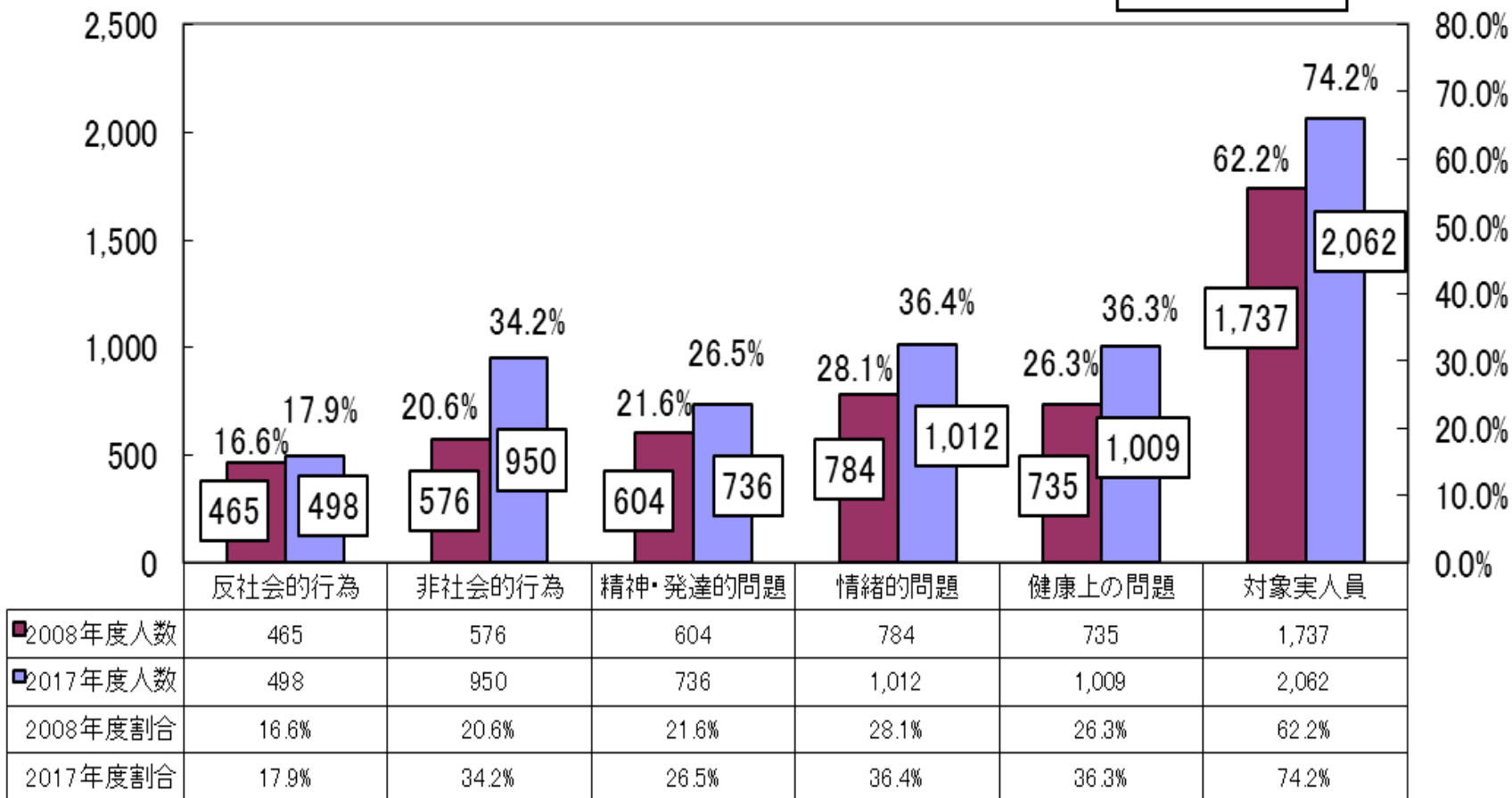
厚生労働省「社会的養護の現況に関する調査」(2016年度)の東京都分による

# 入所児童の状況

児童養護施設において、情緒的問題、健康上の問題、非社会的行為等の理由から個別的ケアが必要な児童の割合は、2008年度の約62%から2017年度は約74%に増加している。

児童養護施設入所児童の状況

複数回答あり



# 児童養護施設等退所者の実態調査 結果の概要

児童養護施設等退所者の退所前後や現在の生活状況等を把握し、現状の自立支援策の有効性及び今後の支援策の検討に役立てるため、児童養護施設等退所者を対象に調査を実施した。本調査は2010年度に続き2度目の調査である。

## 【全体的な傾向】

- 退所後、進学した者の割合は43.1%※で、前回調査と比べて約6ポイント増加
- 退所後、進学した者のうち、中途退学した割合は20.8%で、前回調査と同程度
- 現在の雇用形態は、正規雇用者45.2%、非正規雇用者46.8%

### ■児童養護施設

#### 【自立支援コーディネーター配置の効果】

- 施設職員が大いに支えになったという回答は、自立支援コーディネーター配置施設が約6割、未配置施設が約5割
- 退所後に職場との関係調整について支援を受けた割合が、40.8%で前回調査と比べて約20ポイント増加

### ■自立援助ホーム

#### 【ジョブ・トレーナー配置の効果】

- 職場の人間関係や心身のストレスが理由で転職した割合は、ジョブ・トレーナー配置施設が約3割、未配置施設が約5～6割

### ■児童自立支援施設

- 退所後進学した者は92.7%※で、前回調査から約30ポイント増加
- 退所後に進学した学校を中途退学した者は約3割

### ■養育家庭

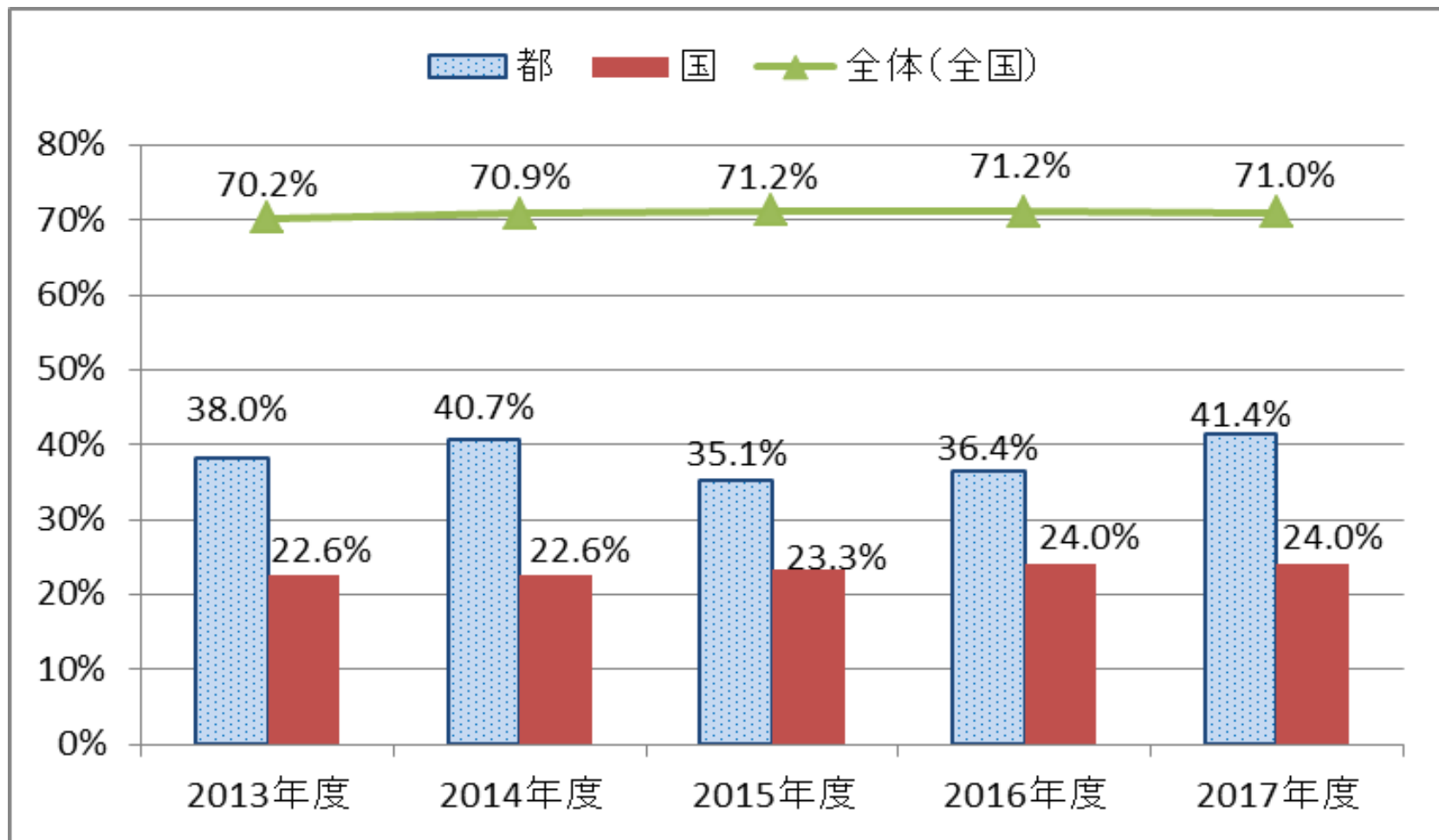
- 措置解除(概ね18歳)の際に養育家庭が支えになったと回答した割合は97.3%
- 養育家庭への委託が解除された後、約3割が養育家庭で生活

\*資料：東京都における児童養護施設等退所者の実態調査(2017年2月)



## 高校卒業後の大学等進路状況(児童養護施設)

児童養護施設入所児童の高校卒業後の大学等の進学率は都は全国に比べて高い水準となっている。ただし、全国の全高校生の進学率と比較すると低い水準となっている。



\* 児童養護施設退所児童数値の「大学等」とは、大学、短期大学、高等専門学校高等課程、専修学校及び各種学校並びに公共職業訓練施設  
資料：社会的養護現況調査(厚生労働省調べ)  
\* 全体の進学率は、大学、短期大学、専門学校の進学率  
資料：学校基本調査(文部科学省)

# 社会的養護の課題とそれに対する都の取組

※複数の課題に対する取組についても、いずれか一つに分類している。

## 課題

## 課題に対する都の取組

### ① 家庭的養護の推進

- ・養育家庭等 (11.74億) (都) (継) ————— 直営・補助 (民間) ・委託 (民間)
- ・グループホーム事業 (26.01億) (継) ————— 補助 (社福等)
- ・グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業 (3.34億) (都) ————— }
- ・ファミリーホーム事業 (5.19億) (継) ————— 補助 (民間)
- ・新生児委託推進事業 (0.11億) (都) ————— 委託 (社福等)

### ② 施設における専門的ケアの充実

- ・児童養護施設の運営 (22.65億) (都) (国補助) ————— 直営・委託 (社福等) ・補助 (社福等)
- ・児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 (2.12億) (国補助) ————— }
- ・国基準経費 (児童養護) (143.62億) (国補助) ————— }
- ・民間社会福祉施設サービス推進費補助 (児童養護) (24.10億) (都) ————— }
- ・専門機能強化型児童養護施設制度 (6.36億) (都) ————— }
- ・サテライト型児童養護施設事業 (0.29億) (都) ————— }
- ・国基準経費 (乳児院) (45.05億) (国補助) ————— }
- ・民間社会福祉施設サービス推進費補助 (乳児院) (4.25億) (都) ————— }
- ・乳児院の家庭養育推進事業 (2.56億) (都) ————— }
- ・乳児院の医療体制整備事業 (0.47億) (都) ————— }
- ・児童福祉施設等整備費補助 (児童養護施設、GH・FH設置促進、乳児院) (12.53億) (都) (継) ————— }
- ・児童自立支援施設の運営 (5.92億) (都) (国補助) ————— 直営
- ・児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業 (1.01億) (都) ————— 委託 (東社協)
- ・社会的養護処遇改善加算対応研修 (0.30億) (都) ————— }
- ・児童福祉施設等の整備 (石神井、萩山、誠明、伊豆長岡 (14.25億) (都) ————— 直営・委託 (民間)

### ③ 自立支援の充実

- ・自立援助ホーム事業 (4.72億) (国補助) ————— }
- ・民間社会福祉施設サービス推進費補助等 (自立援助ホーム) (0.63億) (都) ————— 補助 (社福等)
- ・ジョブ・トレーニング事業 (自立援助ホーム) (0.38億) (都) ————— }
- ・自立支援強化事業 (3.44億) (都) ————— 補助 (東社協)
- ・自立援助促進事業補助 (0.01億) (都) ————— 委託 (社福等)
- ・地域生活支援事業 (0.24億) (都) ————— 委託 (民間)
- ・児童養護施設退所者等の就業支援事業 (0.17億) (都) ————— 委託 (民間)
- ・児童養護施設退所者等に対するすまじ確保支援事業 (0.16億) (都) — 委託 (民間) ・補助 (民間)

凡例: (都) 都単独事業 (継) 都継ぎ足し事業 (国補助) 国庫補助(扶助費含む)

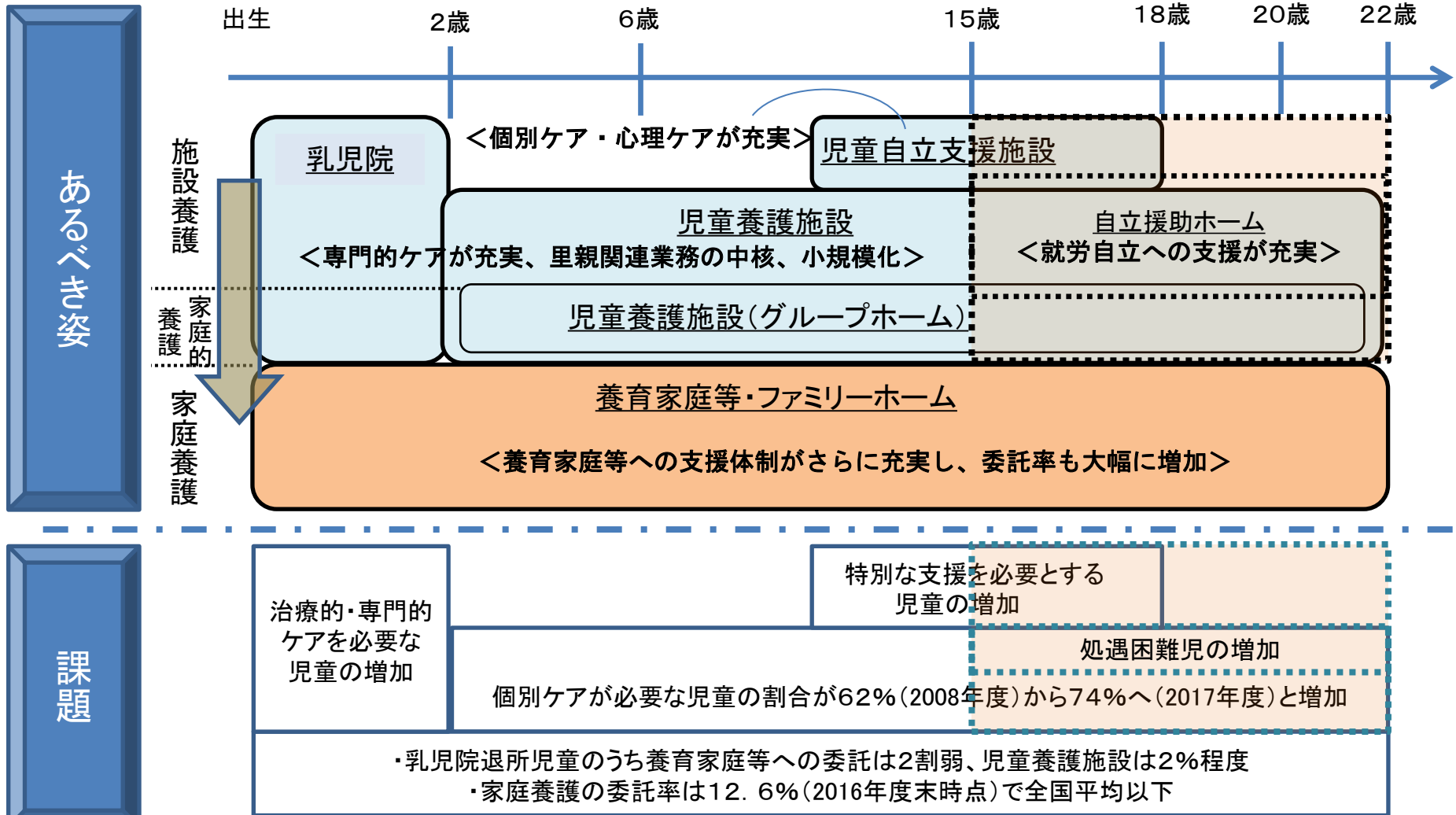
東社協・・・東京都社会福祉協議会

社福等・・・社会福祉法人、NPO等

民間・・・民間事業者等

直営・・・都が運営

- ① 家庭と同様の環境での養育をより一層推進
- ② 施設における専門的ケアが必要な子供への支援を充実
- ③ 自立支援の更なる充実



⇒ あるべき姿に向けて、これまでの取組にとどまらない、大幅な充実が必要

# 都の取組の評価(家庭的養護の推進)

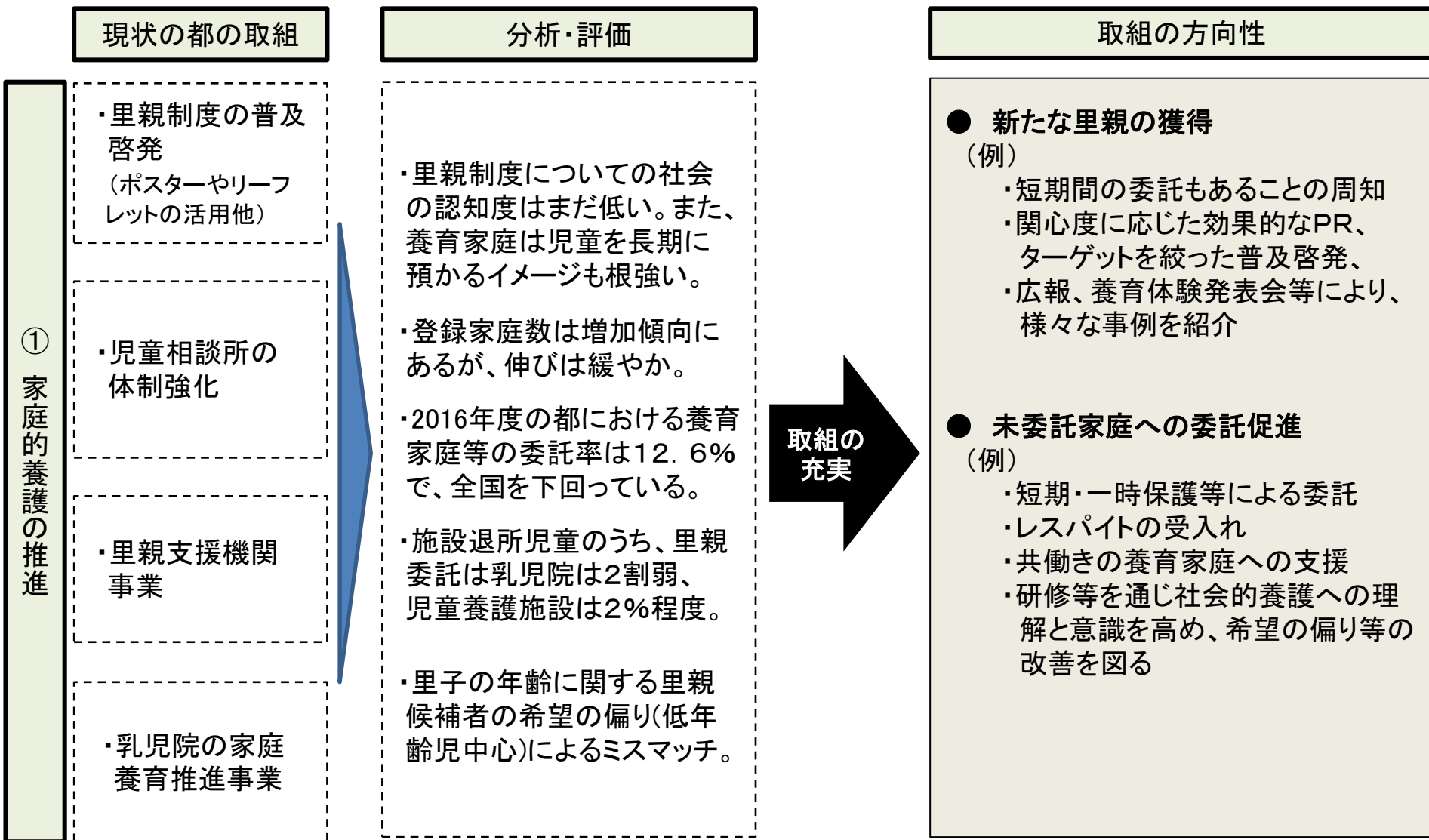
課題	都の取組	分析・評価
<p>家庭的養護の 推進</p>	<p><b>【登録家庭数の拡大と委託の促進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>里親制度の普及啓発</u> ポスターやリーフレットの活用、デジタルサイネージへの掲出等の不特定多数を対象としたものや、教職員を対象とした公開講座などターゲットを絞ったものを実施</li> <li>○ <u>児童相談所の体制強化</u> 児童福祉司の増員等を実施 (2008年度159人→2018年度273人)</li> <li>○ <u>里親支援機関事業</u></li> <li>○ <u>乳児院の家庭養育推進事業</u></li> </ul> <p><b>【支援の充実と養育力向上】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>里親支援機関事業</u> 児童相談所業務を補完する専門機関において、養育相談や未委託家庭への巡回訪問等を実施</li> <li>○ <u>チーム養育体制の構築</u> 各関係機関が連携しながら、それぞれの役割に応じた専門的な支援を行う体制を整備</li> <li>○ <u>児童相談所の体制強化</u></li> <li>○ <u>里親手当額への加算</u></li> </ul>	<p><b>【登録家庭数の拡大と委託の促進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 里親制度についての社会の認知度はまだ低い</li> <li>◆ 登録家庭数は増加傾向にあるが、伸びは緩やか</li> <li>◆ 2016年度の都における養育家庭等の委託率は、12.6%で、全国平均を下回る(2017年度の委託率は13.5%)</li> <li>◆ 施設退所児童のうち、里親委託は乳児院は2割弱、児童養護施設は2%程度</li> <li>◆ 里子の年齢に関する里親候補者の希望の偏り(低年齢児中心)によるミスマッチ</li> </ul> <p><b>【支援の充実と養育力向上】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 里親の悩みに対応できる相談体制の更なる強化が必要</li> <li>◆ 支援の難しい児童に対応できる里親の不足</li> <li>◆ 関係機関との連携や実親との交流に消極的な里親もいる</li> <li>◆ 課題別の任意研修を受講する里親は多くない</li> </ul>

# 都の取組の評価(家庭的養護の推進)

課題	都の取組	分析・評価
<p>家庭的養護の 推進</p>	<p><b>【特別養子縁組に関する取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>新生児委託推進事業</u> 児童相談所と乳児院に専門職員を配置し、養子縁組が最善と判断した場合、できる限り新生児のうちから委託</li> <li>○ <u>チーム養育体制の構築</u></li> </ul> <p><b>【施設の小規模化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>専門機能強化型児童養護施設制度</u></li> <li>○ <u>乳児院の家庭養育推進事業</u> 個別ケアの充実を図るため、小規模ユニットにケア職員を配置</li> </ul>	<p><b>【特別養子縁組に関する取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 都では養子縁組里親に関する広報や説明会を実施しておらず、特別養子縁組制度は里親制度以上に認知度が低い</li> <li>◆ 養子縁組里親への支援を充実する必要がある</li> </ul> <p><b>【施設の小規模化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 小規模化できていない施設も依然としてあり、更なる推進が必要。小規模化を実施している施設においても、小規模ユニットをさらに増やしていく必要あり</li> </ul>

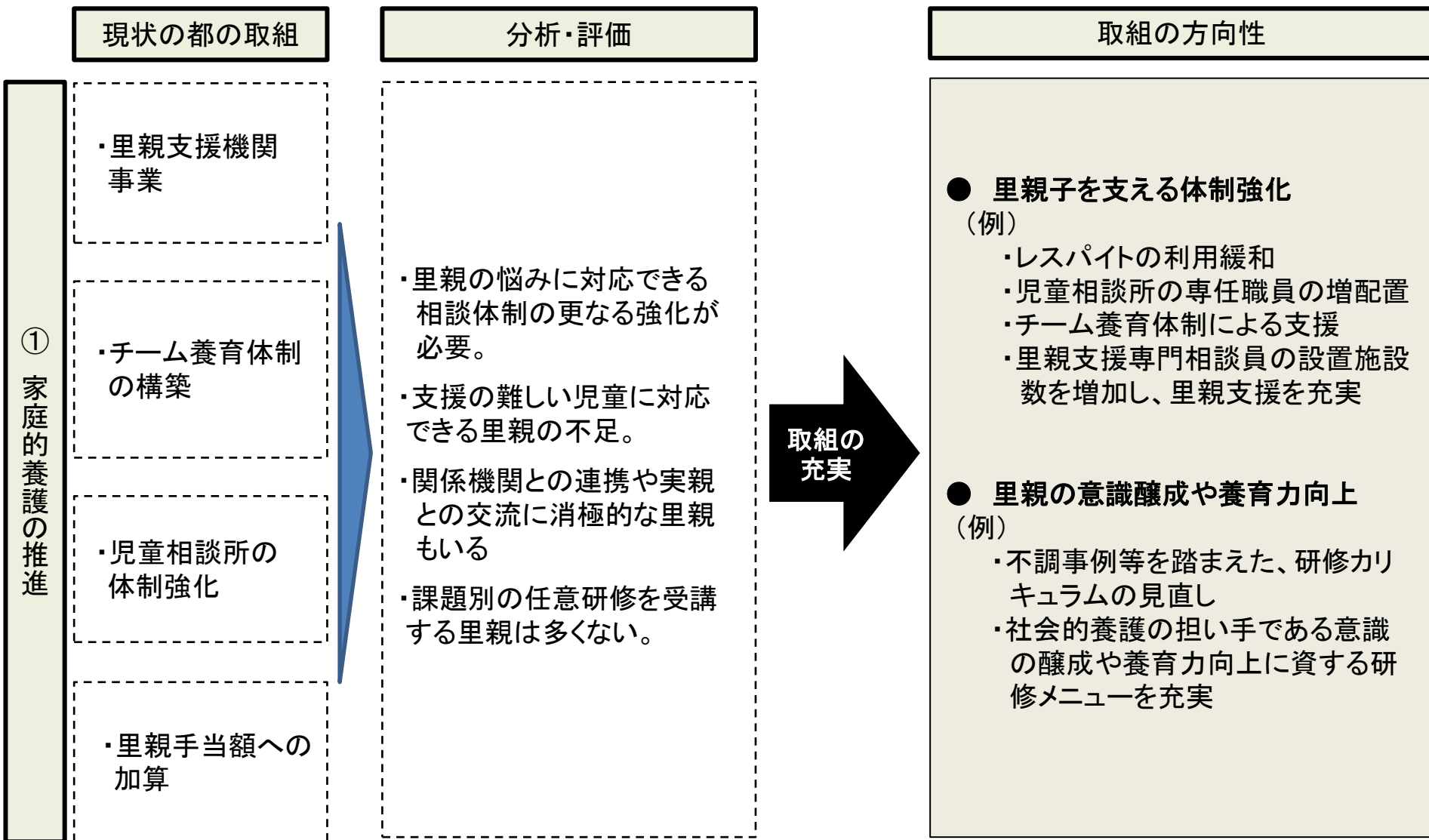
# 今後の取組の方向性【① 家庭的養護の推進】

養育家庭制度の普及・登録家庭数の拡大、委託の促進を図るために、以下の方向性が考えられる。



# 今後の取組の方向性【① 家庭的養護の推進】

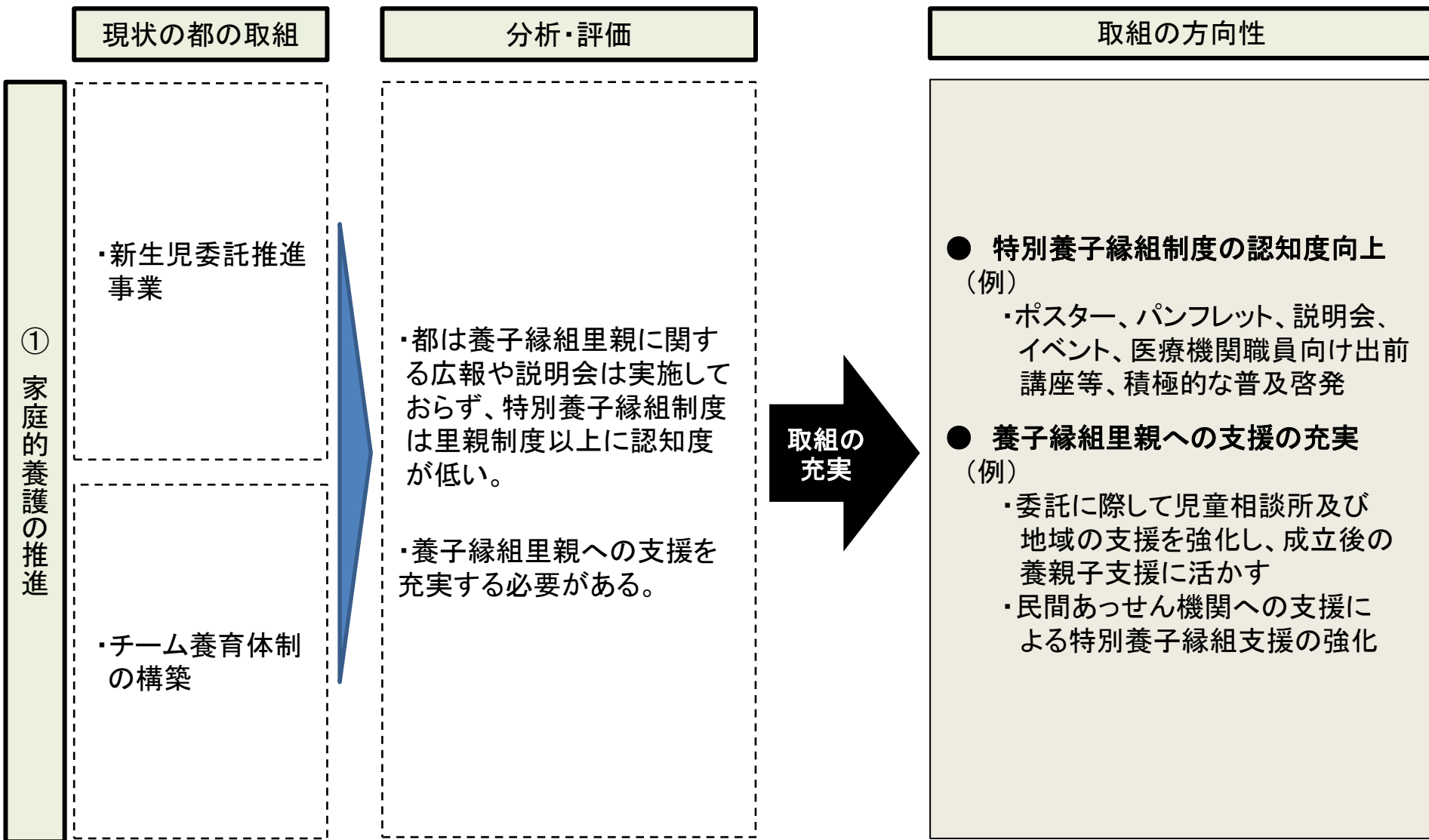
養育家庭等への支援の充実や養育家庭等の養育力の向上を図るために、以下の方向性が考えられる。





# 今後の取組の方向性【① 家庭的養護の推進】

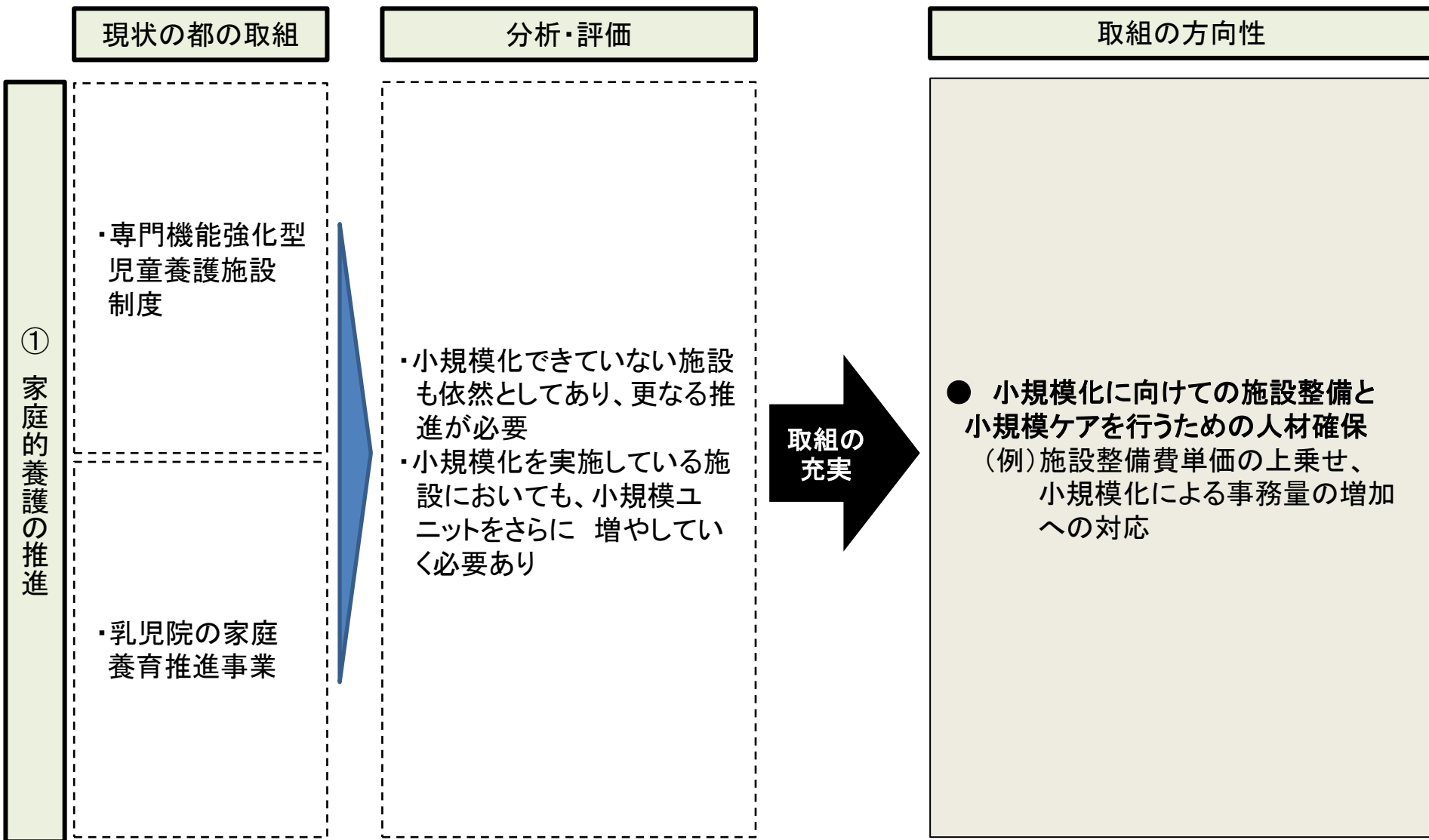
特別養子縁組に関する取組を推進するために、以下の方向性が考えられる。





# 今後の取組の方向性【① 家庭的養護の推進】

施設の小規模化を推進するために、以下の方向性が考えられる。

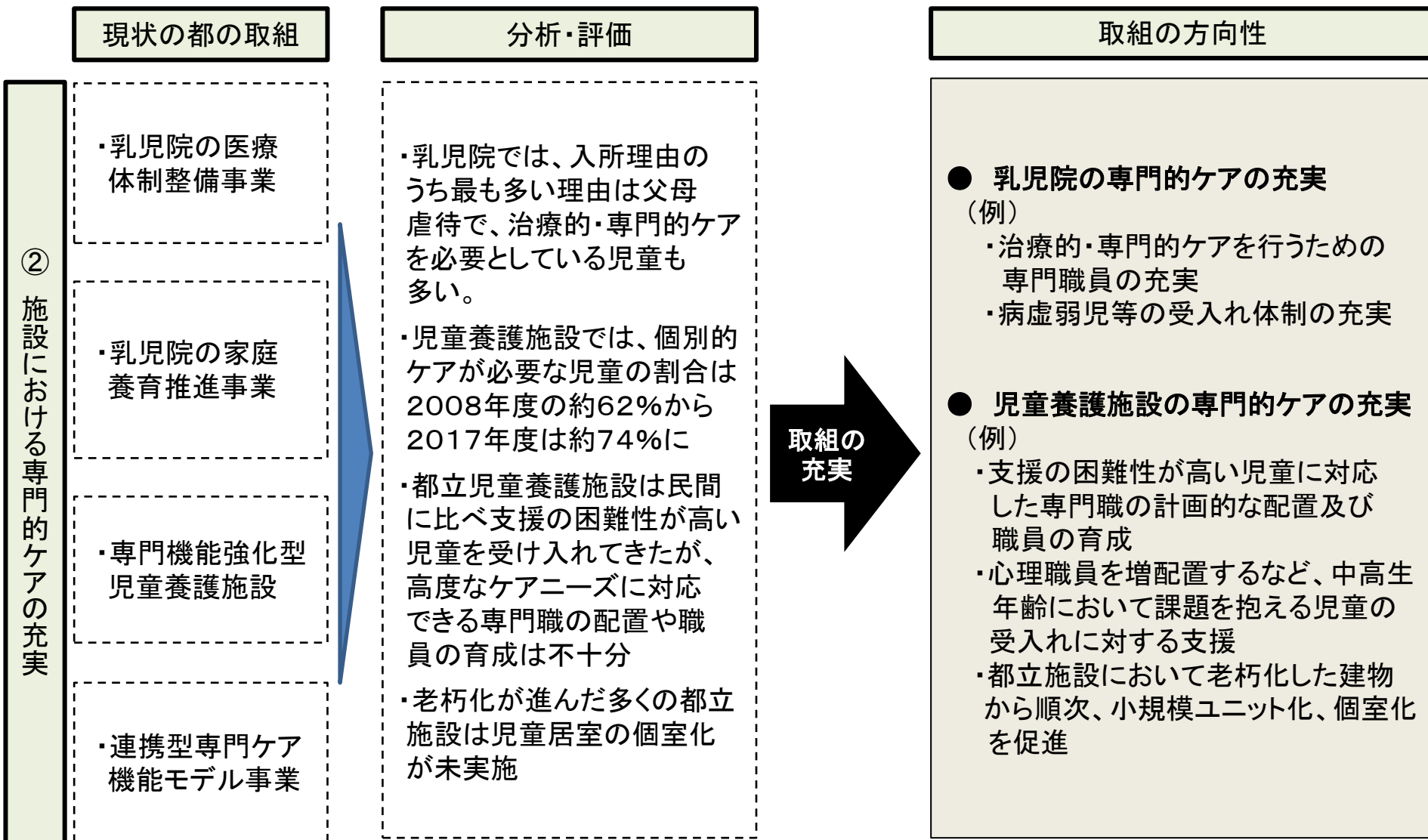


# 都の取組の評価(施設における専門的ケアの充実)

課題	都の取組	分析・評価
<p>施設における専門的ケアの充実</p>	<p><b>【乳児院】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>乳児院の医療体制整備事業</u> 看護師を増配置し、常時医療・看護が必要な病虚弱児等の受入体制を整備</li> <li>○ <u>乳児院の家庭養育推進事業</u> 理学療法士、心理士等の専門職員等を配置し、治療的・専門的ケアが必要な乳幼児及び保護者を支援する体制等を整備</li> </ul> <p><b>【児童養護施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>専門機能強化型児童養護施設</u> 精神科医師等を配置し、治療的・専門的ケアが実施できる体制を整備すると共に小規模ユニットケア体制を充実</li> <li>○ <u>連携型専門ケア機能モデル事業</u> 都立石神井学園において、虐待による重篤な症状を持つ児童等を確実に受け入れる公的な役割を果たす施設として、生活支援、医療、教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」を実施</li> </ul>	<p><b>【乳児院】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 入所理由のうち、最も多い理由は、「父母の虐待」で、「父母の放任怠惰」、「養育拒否」、「棄児」を含めると全体の4割以上となっており、更なる取組の充実が必要</li> <li>◆ 虐待等に起因するものも含め、障害や疾患等がある乳幼児の入所があり、こうした児童の受け入れ体制の充実が必要</li> </ul> <p><b>【児童養護施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 個別的ケアが必要な児童の割合 2008年度約62%→2017年度約74%</li> <li>◆ 都立児童養護施設は民間に比べ支援の困難性が高い児童を受け入れてきたが、高度のケアニーズに対応できる専門職員の配置や職員の育成は不十分</li> <li>◆ 老朽化が進んだ多くの都立施設は児童居室の個室化が未実施</li> </ul>

## 今後の取組の方向性【② 施設における専門的ケアの充実】

施設における専門的ケアの充実を図るために、以下の方向性が考えられる。

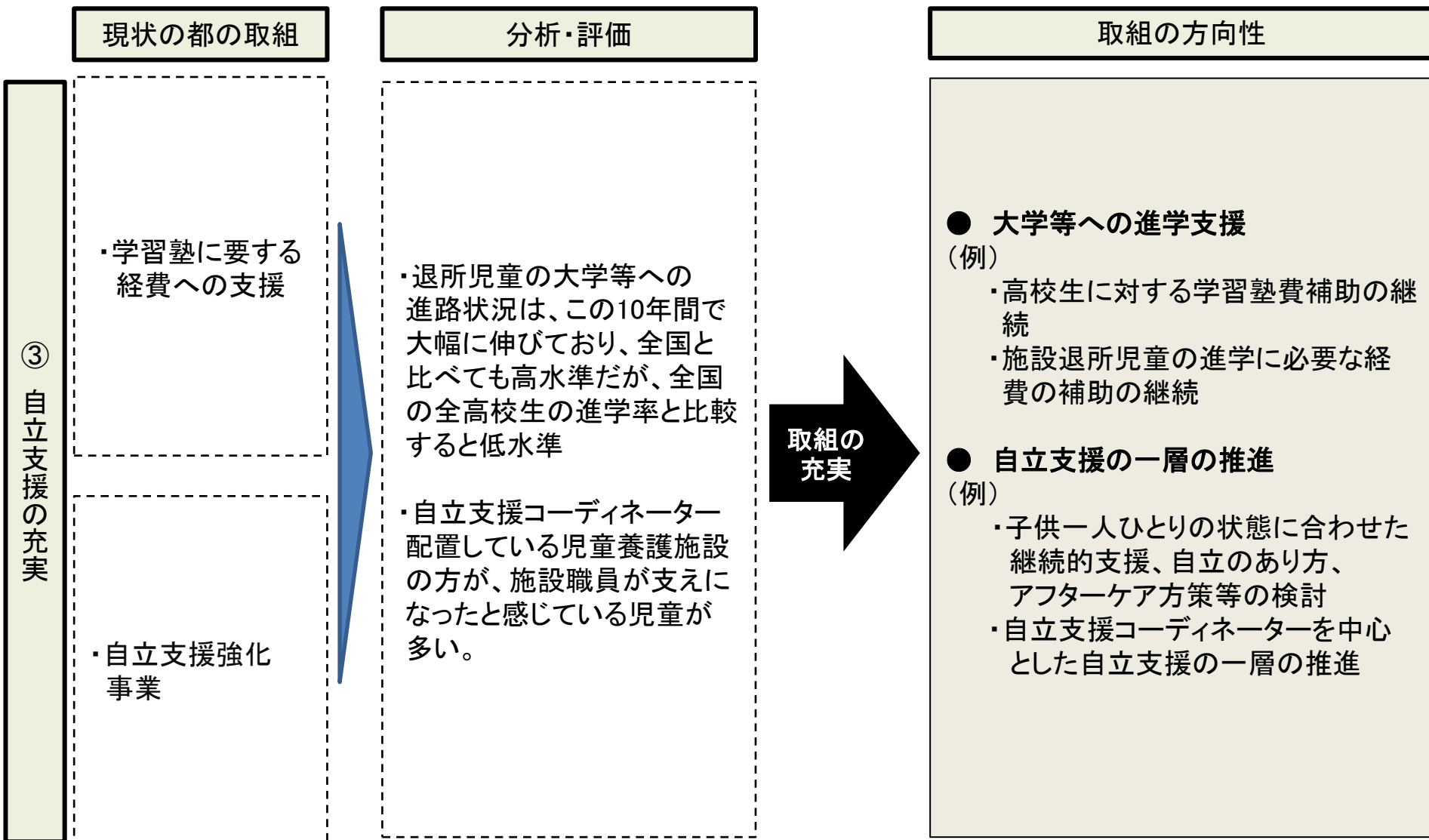


# 都の取組の評価(自立支援の充実)

課題	都の取組	分析・評価
<p>自立支援の充実</p>	<p><b>【児童養護施設】</b>            ○ 学習塾に要する経費への支援            ○ 自立支援強化事業            児童の自立に向けた支援や、施設退所後のアフターケアを手厚く行えるよう自立支援コーディネーターを配置</p> <p><b>【児童自立支援施設】</b>            ○ 児童自立支援施設への職員の加配            入所児童への自立に向けた支援を充実するため国の配置基準を超えて児童自立支援専門員や児童生活支援員等を配置</p> <p><b>【自立援助ホーム】</b>            ○ ジョブ・トレーニング事業            入所中又は退所した児童の就労支援及び就労定着支援を手厚く行える体制を整備し、入退所者の自立を図る</p> <p><b>【養育家庭等】</b>            ○ 養育家庭等自立援助補助事業            養育家庭等への委託が満年齢(18歳)等により解除となった児童への自立支援の充実を図るため、養育家庭等が行う元里子への生活相談などの援助に対し補助</p>	<p><b>【児童養護施設】</b>            ◆ 退所者の大学等への進学の様子は、この10年間で大幅に伸びており、全国と比べても高水準。一方で、全国の全高校生の進学率と比較すると低水準            ◆ 調査において、施設職員が大いに支えになったという回答は、自立支援コーディネーター配置施設が約6割、未配置施設が約5割となっており、一定の配置の効果</p> <p><b>【児童自立支援施設】</b>            ◆ 退所児童の約3割が、退所後に進学した学校を中途退学</p> <p><b>【自立援助ホーム】</b>            ◆ 被虐待経験を持つ児童、家庭から入居する児童等、処遇困難児が増加            ◆ 職場の人間関係や心身のストレスが理由で転職した割合は、ジョブ・トレーナー配置施設が約3割、未配置施設が約5～6割となっており、一定の配置の効果</p> <p><b>【養育家庭等】</b>            ◆ 養育家庭への委託が解除された後も約3割が引き続き養育家庭で生活しており、児童の自立に向けた取組の更なる充実が必要</p>

# 今後の取組の方向性【③ 自立支援の充実】

自立支援の充実を図るために、以下の方向性が考えられる。



# 今後の取組の方向性【③ 自立支援の充実】

自立支援の充実を図るために、以下の方向性が考えられる。

